

すまいの部会の報告

(平成28年7月～9月)

部会開催 平成28年7月5日、8月2日、9月2日

1 DVDの活用状況(平成28年7月～9月)

	相談時利用	研修等利用	個人・団体貸出	複製
障がい福祉課	0	0	1	0
春日苑	0	0	0	0
しゃきょう	0	0	0	0
かすがい	1	0	1	0
JHN まある	0	0	0	0
あっとわん	0	0	0	0
中部大学 向研究室	0	0	0	0
合計	1	0	2	0

【感想等】

- ・グループホームは利用者さんや指導員さんとの関わりや、利用者の生活・仕事をもっと見たいと思いました。ひとり暮らしも、本人は困っていることなどないのでしょうか、近所の苦情等も聞きたいです。

2 障がいのある人の自立した暮らし事例集作成に向けての確認作業のつづき

事例については、本人が特定されそうな表現や過激な表現等を省き事例の体裁を整えた後、それらの内容と事例集に掲載されることを、提出者及び当人に意向確認を9月中に取るように進める。依頼文や必要な書類等の内容の確認をし事務局より発送した。

3 身元保証団体との意見交換について

日時 9月2日(金) 15時～ 部会内で開催

出席 NPO法人えにしの会、NPO法人きずなの会、すまいの部会部会員、事務局

●身元保証団体の概要

- ・高齢者、障がい者、生活困窮者（生活保護受給者）を対象とし、親族に代わり身元保証を行う。
- ・本人の意思と契約能力があることが、契約の条件である。
- ・本人に契約能力がない場合は、成年後見制度を利用し、後見人と契約を結ぶことにより本人への支援が可能である。後見人を立てられる状況ではない場合、家族等の第三者とも契約が可能である。
- ・支援に関して、実際に動くのは身元保証団体であるが、契約にかかる費用は弁護士事務所が管理している。

●身元保証人としての役割、責任

- ・身元保証…住宅に関して、家賃の保証、連帯責任を負う。債務保証。
- ・生活支援…自分自身でできないことが生じた場合、身の回りのことに関する調整、手続き等の支援を行う。
- ・葬送支援…万が一の際の対応、引き取り手を担う。

●経費について

- ・預託金、年会費、預託金管理手数料があり、生活保護等の場合には金額が大幅に安くなる。分割支払いは可能。

●その他

- ・障がい者のケースについて、病院や障がい者生活支援センターからつながる場合がある。
- ・生活支援の占める割合が大きい。
- ・どんな人が回りにいて支えてくれるかが重要である。
- ・家賃滞納については、身元保証料から支払われる。
- ・賃貸住宅の連帯保証を行った場合、火災や孤独死、犯罪等、本人の支払い能力がなくなった場合、会が責任をとらなければならない。会にとってもハイリスクであるため、慎重になる必要がある。

●意見交換を終えて（部会としてのまとめ）

- ・身元保証団体がやっている身元保証は、単に賃貸物件を借りるためのものだけではなく、もっと幅広いものであることが分かった。
- ・主に認知症の高齢者を想定しているからか、費用がかかり、すべての障がい者にとって利用しやすい社会資源ではないが、障がい者やその家族に広く知っておいてもらう必要はあると感じた。

4 その他

第1回自立支援協議会事業所連絡会の報告に、障がい者の住まいを探すことが大変であったとの報告があり、部会内で共有した。

- ・すまいの情報は各不動産屋に連絡しなければならなかったもので、情報が一か所に集まっているとよい。また、それは一般市民でも見られるようなものであるとよい。
- ・愛知県の事業として、安心賃貸支援事業がある。その春日井市版のようなものができれば良い。
- ・安心賃貸支援事業にも、春日井市の情報は掲載されているが、あまり実用的でない。